

○島根県警察職員の安全運転管理に関する訓令

(平成22年12月 2 日島根県警察訓令第22号)

職員の安全運転管理に関する訓令（昭和57年島根県警察訓令第 2 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 警察職員運転管理委員会（第 3 条―第 5 条）
- 第 3 章 安全運転管理（第 6 条―第11条の 3）
- 第 4 章 特別運転技能訓練（第12条―第15条）
- 第 5 章 所属運転技能訓練（第16条）
- 第 6 章 運転技能検査（第16条の 2）
- 第 7 章 運転資格（第17条）
- 第 8 章 運転管理台帳（第18条）
- 第 9 章 報告（第19条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、島根県警察職員（以下「職員」という。）の車両に関する安全運転管理、運転技能訓練及び警察車両の運転資格について必要な事項を定め、もって職員の運転技能の向上と交通事故防止を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 島根県警察職員（島根県警察に勤務する会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。）をいう。
- (2) 警察車両 島根県警察車両の管理に関する訓令（平成28年島根県警察訓令第32号）第 2 条第 1 項に規定する車両をいう。
- (3) 公用車 警察車両及び別に定めるところにより公務使用の承認を受けた私有車両をいう。
- (4) 運転資格 緊急自動車の指定を受けている警察車両を運転するために必要な資格をいう。
- (5) 安全運転管理者等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の 3 に規定する安全運転管理者及び副安全運転管理者をいう。

第 2 章 警察職員運転管理委員会

（委員会の設置）

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、島根県警察本部（以下「本部」という。）に、警察職員運転管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は警務部長をもって充て、委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 警務部警務課長
- (2) 警務部人材育成課長
- (3) 警務部監察課長
- (4) 生活安全部生活安全企画課長
- (5) 刑事部刑事企画課長
- (6) 交通部交通企画課長
- (7) 警備部公安課長
- (8) その他委員会が必要と認める者

(委員会の任務)

第4条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 職員の安全運転管理に関すること。
- (2) 職員の運転技能訓練に関すること。
- (3) 運転資格審査に関すること。
- (4) その他この訓令の目的を達成するために必要な事項

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、警務部人材育成課において処理する。

第3章 安全運転管理

(所属長の責務)

第6条 所属長は、所属職員の運転免許及び運転資格の取得状況の把握並びに所属における交通事故防止に努めなければならない。

- 2 所属長は、所属職員に対し、安全運転に関する指導教養及び運転訓練を計画的に実施するものとする。
- 3 所属長は、所属職員の交通事故が発生した場合は、速やかに当該交通事故の状況等について調査を行い、交通事故防止のために実施すべき事項を検討するものとする。
- 4 所属長は、次に掲げる場合を除き、適合する運転資格を取得している者でなければ、緊急自動車の指定を受けている警察車両を運転させてはならない。
 - (1) 警ら用無線自動車等外観上緊急自動車としての装備を有している警察車両以外の警察車両を運転する場合であつて、緊急走行をしないとき
 - (2) 運転技能訓練及び運転資格審査を受けさせる場合
 - (3) 職務上真にやむを得ない場合

(職員の義務)

第7条 職員は、道路交通法その他の交通関係の法令を遵守し、運転技能の向上及び交通事故防止に努めなければならない。

- 2 職員は、公用車に同乗する場合は、交通事故防止のため、運転者の補助に努めなければならない。

- 3 職務上、緊急自動車の指定を受けている警察車両を運転する必要がある職員は、原則として第7章の規定により運転資格審査を受け、運転資格を取得しなければならない。
- 4 職員は、法令違反、病気等により運転免許の取消し若しくは効力の停止の処分を受けた場合又は受けることが見込まれる場合は、遅滞なく所属長に報告しなければならない。

第8条 削除

(安全運転管理者等の選任)

第9条 所属長は、安全運転管理者等を所属職員の中から選任するものとする。

- 2 安全運転管理者は、警視若しくは警部の階級にある警察官（別に定める隊の方面隊等にあつては、警部補の階級にある警察官）又は課長補佐以上の警察官以外の職員をもって充てる。

(安全運転指導責任者の選任)

第10条 所属長は、所属職員の中から安全運転指導責任者（以下「指導責任者」という。）を選任するものとする。

- 2 指導責任者は、警察本部の所属にあつては警視若しくは警部の階級にある警察官又は課長補佐以上の警察官以外の職員を、警察署にあつては各課の課長をもって充てる。ただし、所属長が必要と認めるときは、階級にかかわらずその者についても当該指導責任者に選任することができる。
- 3 指導責任者は、安全運転管理者を選任している所属にあつては当該安全運転管理者の業務を補佐するものとし、安全運転管理者を選任していない所属にあつては安全運転管理者の業務を行うものとする。

(安全運転指導員の選任)

第11条 所属長は、所属職員の中から安全運転指導員を選任するものとする。

- 2 選任する安全運転指導員の人数及び要件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 選任する人数は、職員おおむね20人に対して1人となる割合の人数とする。
 - (2) 安全運転指導員は、巡査部長以上の階級にある警察官又は主任主事以上の警察官以外の職員の中から、指導者として適性のある者をもって充てる。
- 3 安全運転指導員は、安全運転管理者等又は指導責任者が行う業務を補助するものとする。

(安全な運転の確保)

第11条の2 所属長は、公用車を使用する職員に対し、その健康状態、酒気帯びの有無等について目視等で確認し、安全な運転を確保するための指示をしなければならない。ただし、執務時間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日を除いた日の8時30分から17時15分までの間をいう。次条第3項において同じ。）外にあつては、当直責任者が当該確認及び指示をすることができる。

- 2 公用車を使用する職員は、前項に規定する酒気帯びの有無に係る確認を受けたと

きは、その内容について酒気帯び確認記録表（様式第1号）に記録し、速やかに所属長の確認を受けなければならない。

（警察車両の使用）

第11条の3 職員は、警察車両を使用する場合は、運転日誌（様式第2号）に所要事項を記載し、事前に所属長の承認を受けなければならない。ただし、緊急時その他やむを得ない事情がある場合の使用については、事前の承認を省略することができる。

2 警察車両を使用した職員は、使用後速やかに運転日誌に使用状況を記載し、所属長に提出して点検を受けるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、警察署において執務時間外に警察車両を使用する場合は、第1項の事前の承認及び前項の運転日誌の提出は、当直責任者に対して行うものとする。

第4章 特別運転技能訓練

（特別運転技能訓練の実施）

第12条 委員長は、次のいずれかに該当する職員に対し、原則として特別運転技能訓練（以下「特別訓練」という。）を行わなければならない。

(1) 交通事故（過失が小又は危険性が低い物件交通事故は除く。）を起こし、当該交通事故に関し、第1当事者と認められた職員

(2) 特別訓練を受けさせる必要があると所属長が特に認めた職員

(3) その他委員長が必要と認める職員

2 委員長は、前項第1号の職員について、原則として交通事故を起こした日から起算して3月以内に特別訓練を行わなければならない。

3 委員長は、特別訓練を受ける職員を指定し、特別訓練の期日、場所その他の必要な事項を特別運転技能訓練通知書（様式第3号）により、所属長を通じて当該職員に通知するものとする。

（特別運転技能訓練指導員）

第13条 特別訓練の業務を担当させるため、委員会に特別運転技能訓練指導員（以下「訓練指導員」という。）を置く。

2 訓練指導員は、次に掲げる所属の職員の中から委員長が指定（解除）するものとする。

(1) 警務部人材育成課

(2) 交通部交通企画課

(3) 交通部交通指導課

(4) 交通部運転免許課

(5) 島根県警察交通機動隊

(6) 島根県警察高速道路交通警察隊

(7) その他委員長が必要と認めた所属

（特別訓練の方法）

第14条 特別訓練は、講義式、視聴覚利用式、実技式等の方法により行うものとする。

(特別訓練結果の通知)

第15条 委員長は、特別訓練を受けた職員の訓練結果について、当該職員の所属長に対し、特別運転技能訓練実施結果通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 委員長は、特別訓練の結果から、個別指導が必要と認められる職員に対しては、所属長に対し個別指導を指示することができる。

第5章 所属運転技能訓練

(所属運転技能訓練)

第16条 所属長は、次のいずれかに該当する職員に対し、当該所属の安全運転指導員又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者により、所属運転技能訓練(以下「所属訓練」という。)を行うものとする。

- (1) 採用後おおむね5年未満の職員
- (2) 運転資格審査を受けようとする職員
- (3) 運転資格取得後おおむね1年未満の職員
- (4) 警察車両の運転におおむね1年以上従事していなかった職員
- (5) 交通事故を起こした職員
- (6) その他必要と認める職員

2 所属長は、安全運転指導員からの報告に基づき、必要があると認めた場合は、所属訓練を受けた職員に対して個別指導を行うものとする。

第6章 運転技能検査

(運転技能検査の実施)

第16条の2 所属長は、次のいずれかに該当する職員に対し、運転技能検査を受検させることができるものとする。

- (1) 採用後おおむね1年未満の職員
- (2) 警察車両の運転におおむね1年以上従事していなかった職員
- (3) 交通事故を起こした職員
- (4) その他必要と認める職員

2 島根県警察学校長は、初任科生に運転技能検査を受検させるものとする。

3 島根県警察学校長は、一般職員初任科生に運転技能検査を受検させることができるものとする。

4 運転技能検査について必要な事項は、別に定める。

第7章 運転資格

(運転資格審査)

第17条 委員会は、運転資格審査を計画的に実施するものとする。

2 運転資格は、別表第1左欄に掲げる資格種別に応じ、それぞれ同表の中欄の運転できる警察車両の種類を定め、同表の右欄の運転の条件を付すものとする。

3 運転資格審査について必要な事項は、別に定める。

第8章 運転管理台帳

(運転管理台帳)

第18条 委員長は、職員の運転免許取得状況、運転資格等を管理するため、運転管理台帳を作成するものとする。

2 委員長は、職員の運転資格保有状況について、人事異動後における現有資格等を所属長に通知するものとする。

第9章 報告

(報告)

第19条 所属長は、別表第2左欄に掲げる報告事項について、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に同表の右欄に掲げる様式により、委員長に報告するものとする。

2 所属長は、所属職員による交通事故が発生した場合、次に掲げる交通事故については、警察職員の交通事故発生報告書により委員長に速報しなければならない。

- (1) 緊急走行中の交通事故
- (2) 公用車による人身交通事故
- (3) 悪質な交通違反を伴う交通事故
- (4) その他社会的反響が大きいと認められる交通事故

3 委員長は、前項の交通事故のうち特異又は重大なものについては、本部長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の職員の安全運転管理に関する訓令（以下「旧訓令」という。）の規定により運転技能訓練指導員に指定されている者は、この訓令の施行の日にこの訓令の規定により訓練指導員に指定された者とみなす。

3 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の旧訓令の規定により安全運転管理者等及び安全運転管理補助者に選任されている者は、それぞれこの訓令の施行の日にこの訓令の規定により安全運転管理者等又は安全運転指導員に選任された者とみなす。

4 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の旧訓令の規定による運転技能訓練を終了している者は、この訓令の施行の日に、この訓令の規定による特別訓練を終了した者とみなす。

5 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の旧訓令の規定により警察車両の運転資格を取得している者は、この訓令の施行の日にこの訓令の規定により公用車の運転資格を取得した者とみなす。

附 則（平成25年3月26日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月20日島根県警察訓令第32号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年10月1日から施行する。
(島根県警察職員の安全運転管理に関する訓令の一部改正)
- 2 島根県警察職員の安全運転管理に関する訓令(平成22年島根県警察訓令第22号)の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「昭和37年島根県警察訓令第3号」を「平成28年島根県警察訓令第32号」に改める。

附 則(平成30年3月16日島根県警察訓令第9号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項第7号の改正規定は、平成30年3月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現に改正規定による改正前の島根県警察職員の安全運転管理に関する訓令第17条第2項の規定により次表の左欄に掲げる種別の運転資格を取得している職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる改正後の島根県警察職員の安全運転管理に関する訓令第17条第2項の規定による種別の運転資格を取得した職員とみなす。

特A級普通	特A級四輪
特A級大自二	特A級二輪
A級大型及びA級中型	A級四輪(大型等)
A級普通	A級四輪(普通)
A級大自二	A級二輪
B級大型、B級中型及びB級普通	B級四輪
B級大自二及びB級普自二	B級二輪

附 則(令和2年3月25日島根県警察訓令第19号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日島根県警察訓令第22号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月17日島根県警察訓令第16号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の別表に掲げる訓令の規定により作成した用紙等で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則(令和4年3月28日島根県警察訓令第19号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の島根県警察職員の安全運転管理に関する訓令第11条の2第2項の規定によるアルコール検知器を用いて行う酒気帯びの有無に係る確認は、附則第1項ただし書に規定する施行日前においても、行うことができる。

3・4 〔略〕

別表 〔略〕

様式 〔略〕